

函館市飲食店営業許可申請手数料等減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査につき徴収する手数料について、市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75条）第6条の規定による手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる手数料)

第2条 減免の対象となる手数料（以下「手数料」という。）は、飲食店営業許可申請手数料とする。

(減免の対象事由)

第3条 手数料の減免は、食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けようとする者が、函館市臨時営業等の取扱要綱（平成10年4月1日施行）第3条第2号に規定する短期間営業（同要綱第4条の規定により短期間営業として取り扱わない場合を除く。）の許可を受けようとする場合に行うものとする。

(減免の金額)

第4条 減免する金額は、第2条に掲げる手数料の額として市立函館保健所使用料及び手数料条例別表第1で定める額から2,200円を差し引いた金額とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。